

報道機関各社 様

令和4年6月1日

City of Sapporo

令和4年度（2022年度）札幌市国民健康保険料の保険料率の決定について

1 令和4年度保険料率の決定について

令和4年度の保険料率が決定し、別紙1のとおり条例に基づき6月1日（水）に告示しました。

この料率に基づいて計算した国民健康保険料の納付通知書は、6月13日（月）に各区役所から発送します。（約275,000通）

2 保険料の計算について

国民健康保険料は、次の方法で、世帯ごとに計算します。

$$\text{国民健康保険料} = \text{医療分保険料} + \text{支援金分保険料} + \text{介護分保険料}$$

(40歳以上64歳以下の方が対象)

それぞれ、次の①から③までの合計額が、1年間の保険料になります。

区分	医療分保険料 (国民健康保険加入者の 医療費にあてる分)	支援金分保険料 (後期高齢者医療制度の加入者の 医療費にあてる分)	介護分保険料 (介護保険の加入者の 介護サービス費にあてる分)
①平等割額 (世帯割額)	<u>29,770 円</u> (一世帯あたり)	<u>9,960 円</u> (一世帯あたり)	<u>7,270 円</u> (一世帯あたり)
②均等割額 (人数割額)	<u>17,200 円</u> × 加入者数	<u>5,760 円</u> × 加入者数	<u>5,310 円</u> × 40歳以上64歳以下の加入者数
③所得割額	各加入者の令和3年中の所得から基礎控除額を差し引いた金額 × <u>8.63%</u>	各加入者の令和3年中の所得から基礎控除額を差し引いた金額 × <u>2.93%</u>	40歳以上64歳以下の各加入者の令和3年中の所得から基礎控除額を差し引いた金額 × <u>2.44%</u>
最高限度額	<u>65万円</u> (前年比+2万円)	<u>20万円</u> (前年比+1万円)	<u>17万円</u>

※世帯の所得割額は、各加入者（介護保険料は40歳以上64歳以下の加入者のみ）ごとに計算した所得割の合計額となります。

※基礎控除額とは、住民税の基礎控除額を指します。

※保険料率とは、下線部分の金額や割合を指します。

3 令和4年度の主な制度改正

政令の一部が下記のとおり改正されたことにより、札幌市においても同様の改正を行いました。

● 最高限度額の引き上げ（医療分保険料、支援金分保険料）

医療分保険料の賦課限度額の上限が2万円、支援金分保険料の賦課限度額の上限が1万円引き上げられました。

● 未就学児に係る保険料の均等割額の減額措置の新設

子育て世帯の経済的負担を軽減する観点から、未就学児に係る均等割額の5割軽減が導入されました。

4 保険料率の決め方

北海道が医療費の支払い総額から公費等（国からの交付金等）を差し引いて、必要な納付金総額を定め、その総額を各市町村の所得総額、加入者数、加入世帯数で按分し、市町村が負担する納付金を示します。

各市町村では、この納付金を基に保険料率を決定します。

（詳しくは、別紙2のとおり）

5 国民健康保険料の前年度比較

全加入世帯が負担する医療分・支援金分保険料の保険料率は、札幌市が北海道に納付する一世帯当たりの医療分納付金が減額になったことにより、表1のとおり減少しました。一方で、介護分保険料の保険料率は、一世帯当たりの納付金が増額になったことにより、表1のとおり増加しました。

この保険料率を用いて、モデルケースにおいて保険料を試算したところ、表2のとおりとなりました。

表 1

医療分+支援金分

納付金の減額により、令和3年度に比べ各保険料率が減少

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	前年比
平等割	42,350円	41,360円	39,730円	▲1,630円
均等割	23,480円	23,090円	22,960円	▲130円
所得割	12.55%	11.77%	11.56%	▲0.21%

限度額：85万円（前年から3万円増加）

介護分

納付金の増額により、令和3年度に比べ各保険料率が増加

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	前年比
平等割	7,380円	7,140円	7,270円	130円
均等割	5,330円	5,210円	5,310円	100円
所得割	2.53%	2.35%	2.44%	0.09%

限度額：17万円（前年から変更なし）

（表2については、裏面に記載）

表 2

給与2人世帯の場合

年 収	医療分＋支援金分＋介護分			前年比
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
～98万円	32,190円	31,520円	31,050円	▲ 470円
100万円	56,680円	55,360円	54,560円	▲ 800円
200万円	220,080円	209,730円	207,420円	▲ 2,310円
300万円	347,110円	329,590円	326,120円	▲ 3,470円
400万円	458,690円	434,080円	429,720円	▲ 4,360円
500万円	579,330円	547,040円	541,720円	▲ 5,320円
600万円	699,970円	660,000円	653,720円	▲ 6,280円
700万円	826,660円	778,610円	771,330円	▲ 7,280円
800万円	955,390円	905,690円	897,330円	▲ 8,360円
900万円	990,000円	990,000円	1,005,470円	15,470円

※ 40歳以上64歳以下の2人世帯で世帯主にのみ給与収入がある場合

年金2人世帯の場合

年 収	医療分＋支援金分			前年比
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
～153万円	26,780円	26,260円	25,690円	▲ 570円
200万円	103,630円	99,080円	97,150円	▲ 1,930円
300万円	273,790円	260,550円	255,580円	▲ 4,970円
400万円	377,320円	357,650円	350,940円	▲ 6,710円
500万円	482,750円	456,520円	448,050円	▲ 8,470円
600万円	589,420円	556,560円	546,310円	▲ 10,250円
700万円	696,100円	656,610円	644,570円	▲ 12,040円

※ 65歳以上の2人世帯で世帯主にのみ年金収入がある場合

お問い合わせ先：保健福祉局保険医療部保険企画課 江本、犬飼

TEL 211-2952



札幌市告示第 2135 号

令和4年度分の国民健康保険料に関し、札幌市国民健康保険条例（昭和36年条例第9号。以下「条例」という。）第15条第3項、第15条の2の4第2項及び第15条の5第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年6月1日

札幌市長

秋元 克広



- 1 条例第15条第1項に規定する基礎賦課額の所得割の保険料率は、100分の8.63とする。
- 2 条例第15条第1項に規定する基礎賦課額の被保険者均等割及び世帯別平等割の保険料率は、次のとおりとする。
 - (1) 被保険者均等割
被保険者1人につき 17,200円
 - (2) 世帯別平等割
条例第15条第1項第3号アに掲げる世帯
1世帯につき 29,770円
条例第15条第1項第3号イに掲げる世帯
1世帯につき 14,890円
条例第15条第1項第3号ウに掲げる世帯
1世帯につき 22,330円
- 3 条例第15条の2の4第1項に規定する後期高齢者支援金等賦課額の所得割の保険料率は、100分の2.93とする。
- 4 条例第15条の2の4第1項に規定する後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割及び世帯別平等割の保険料率は、次のとおりとする。
 - (1) 被保険者均等割
被保険者1人につき 5,760円



(2) 世帯別平等割

条例第15条の2の4第1項第3号アに掲げる世帯

1世帯につき 9,960円

条例第15条の2の4第1項第3号イに掲げる世帯

1世帯につき 4,980円

条例第15条の2の4第1項第3号ウに掲げる世帯

1世帯につき 7,470円

5 条例第15条の5第1項に規定する介護納付金賦課額の所得割の保険料率は、100分の2.44とする。

6 条例第15条の5第1項に規定する介護納付金賦課額の被保険者均等割及び世帯別平等割の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 被保険者均等割

介護納付金賦課被保険者1人につき 5,310円

(2) 世帯別平等割

介護納付金賦課被保険者の属する世帯1世帯につき 7,270円

7 告示の日から施行するものとする。

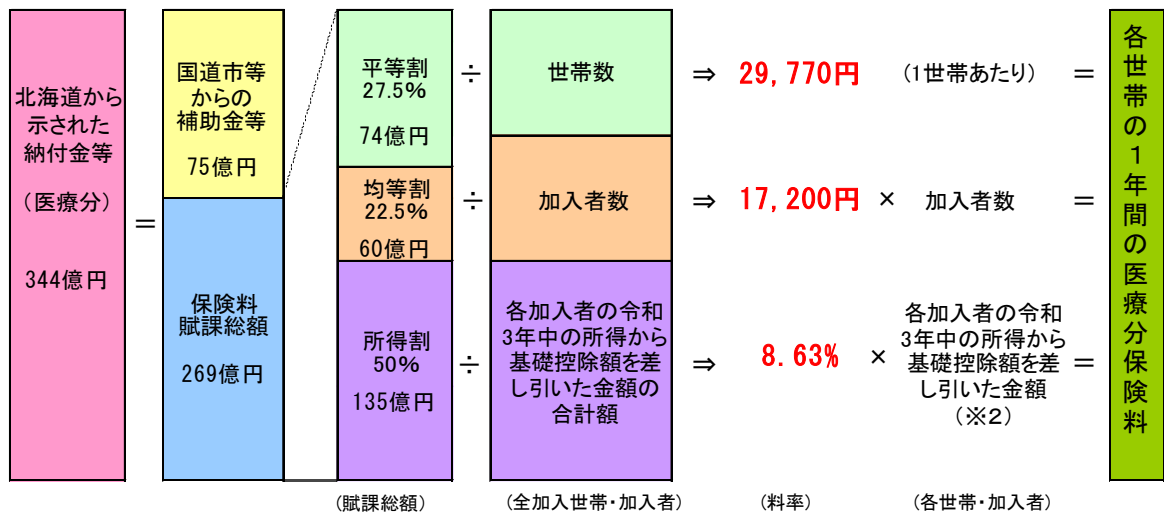
▶保険料率決定のしくみ

1 医療分保険料

北海道から示された札幌市が払うべき納付金等から国、道、市（一般会計）等からの補助金等を差し引いて、保険料として必要な額である賦課総額を求めます。

この賦課総額を平等割（世帯割）、均等割（人数割）、所得割の3つに振り分け、それぞれ世帯数、加入者数、所得から基礎控除額（※1）を差し引いた金額の合計額で割ることによって保険料計算の基礎となる料率を決定します。

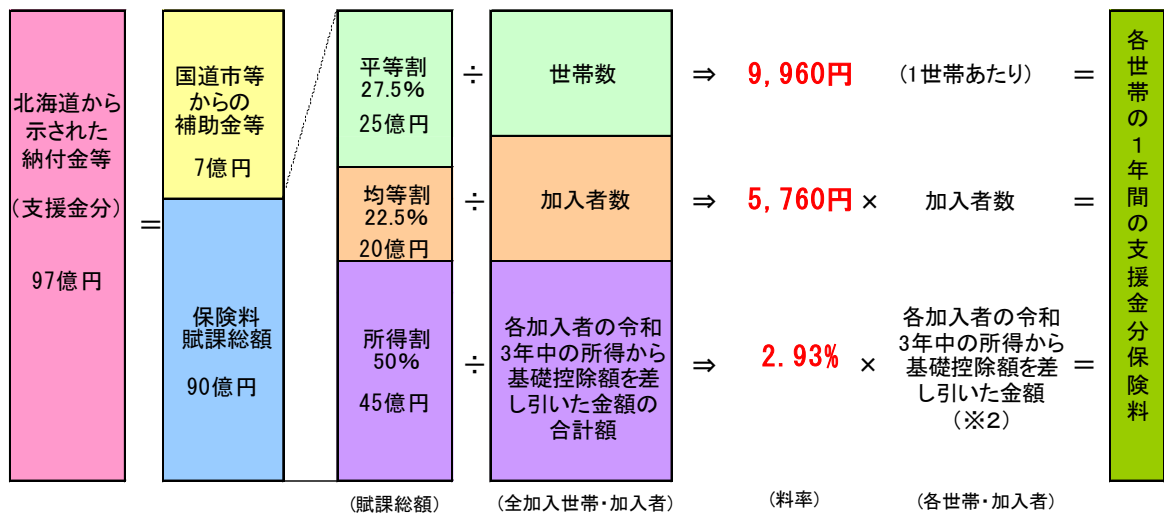
【医療分保険料（一般分）】



2 支援金分保険料

北海道から示された札幌市が払うべき納付金等から、国、道、市（一般会計）等からの補助金等を差し引いて賦課総額を求め、医療分と同様に料率を決定します。

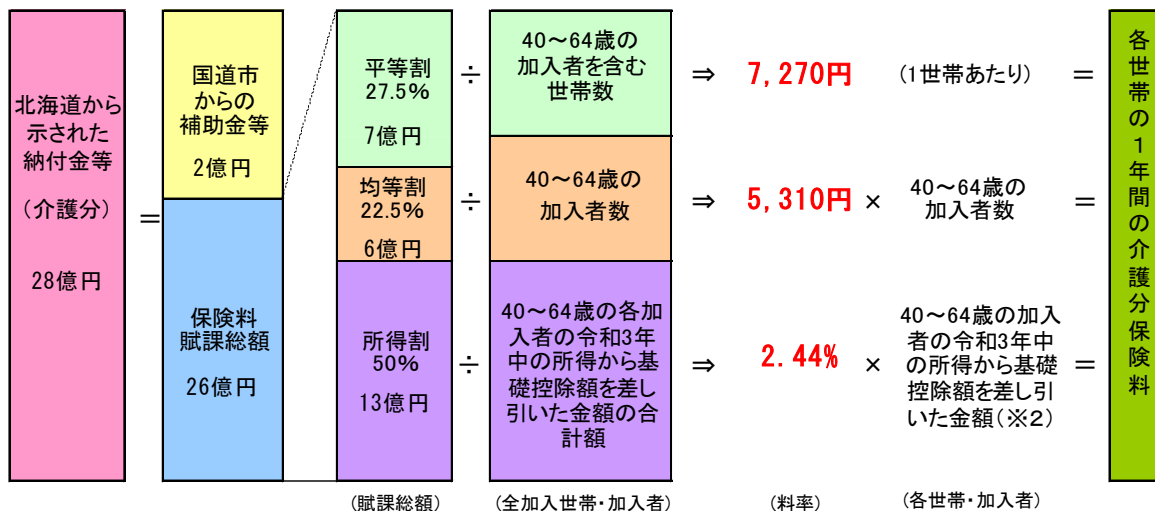
【支援金分保険料（一般分）】



3 介護分保険料

北海道から示された札幌市が払うべき納付金等から、国、道、市（一般会計）からの補助金等を差し引いて賦課総額を求め、医療分と同様に料率を決定します。

【介護分保険料】



(※1) 基礎控除額とは、住民税の基礎控除額を指します。

(※2) 世帯の所得割額は、各加入者（介護分保険料は40歳以上64歳以下の加入者のみ）ごとに計算した所得割の合計額となります。

※ 各項目を四捨五入しているため、各項目の合計が総額と一致しない場合があります。